（別表１）

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標
１　現状 （１）地域の災害のリスク （洪水：ハザードマップ） 　朝日町には一級河川の天塩川が流れており、天塩川が氾濫した場合の浸水想定区域は、当市のハザードマップによると、朝日町中央地区及び北地区においては、浸水の恐れがほとんどないが、南地区の一部は最大３.０ｍ未満の浸水が予想されている。 　なお、小規模事業者の多くが中央地区に所在するが南地区においても２者が所在するため対策が必要である。 朝日北地区 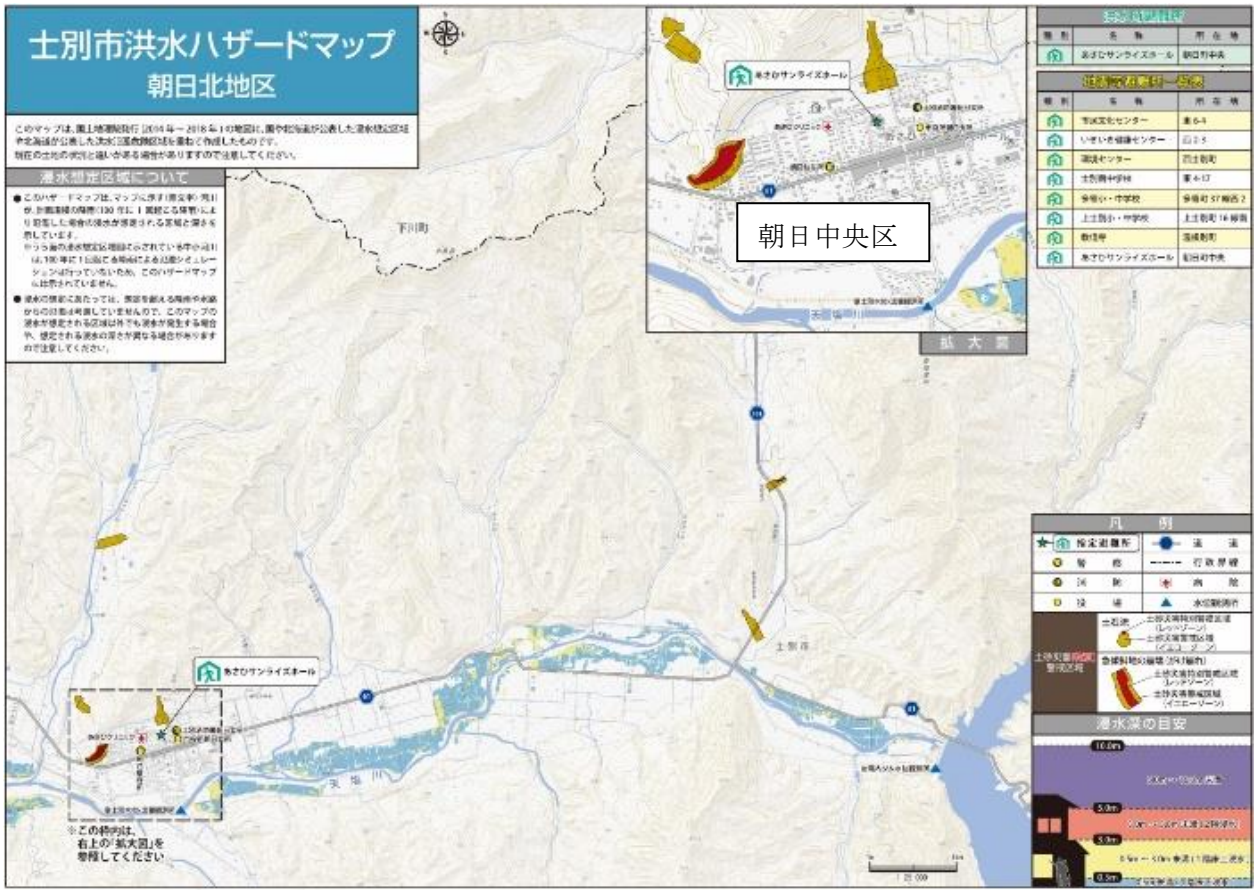   （出典：士別市ハザードマップ）

朝日南地区

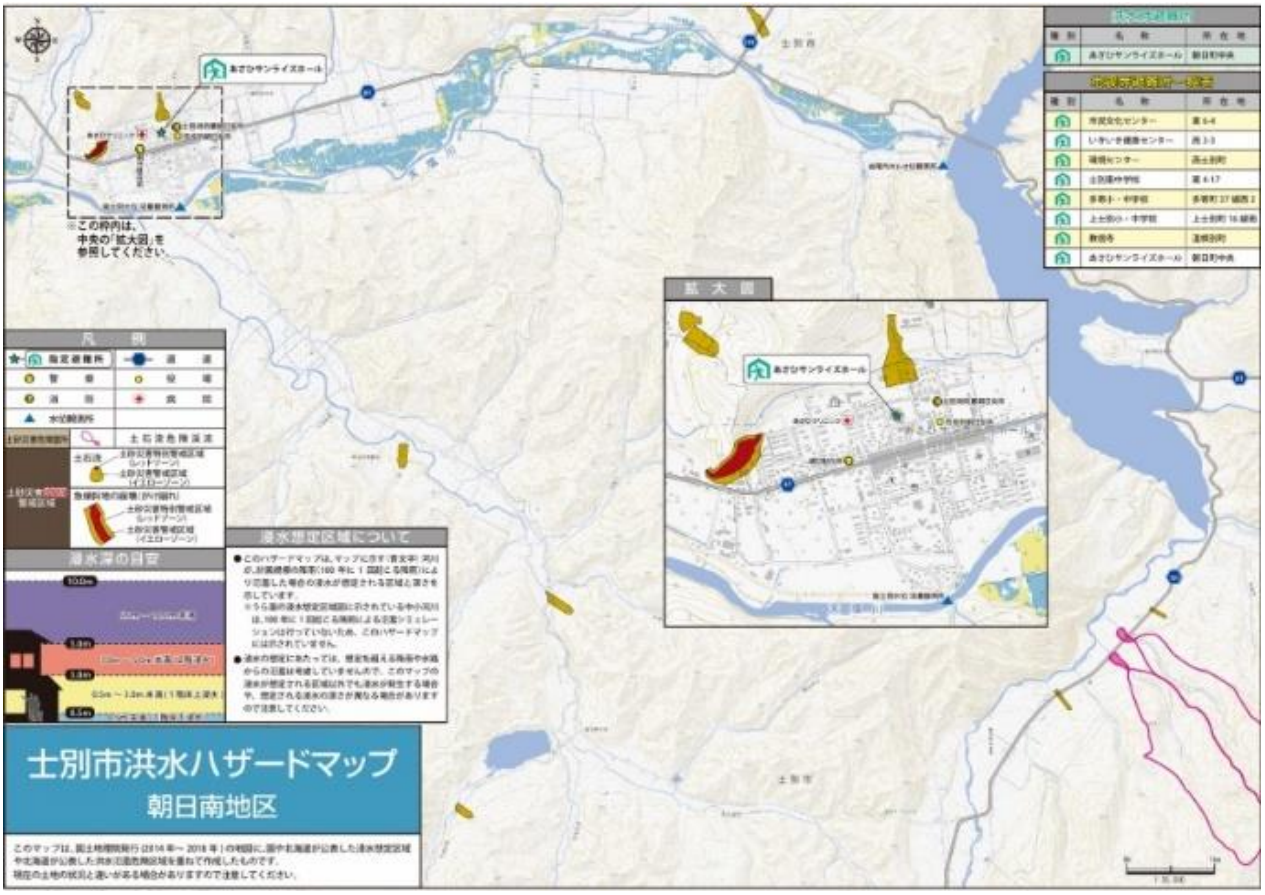

（出典：士別市ハザードマップ）

（土砂災害：北海道土砂災害警戒情報システム）

北海道土砂災害警戒情報システムによると、朝日町の朝日２区が地滑り等の土砂災害が生じる恐れのある土砂災害特別警戒区域に指定されており、朝日２区には建設業をはじめとした商工業者が３者（小規模事業者１者）あり、対策が必要である。

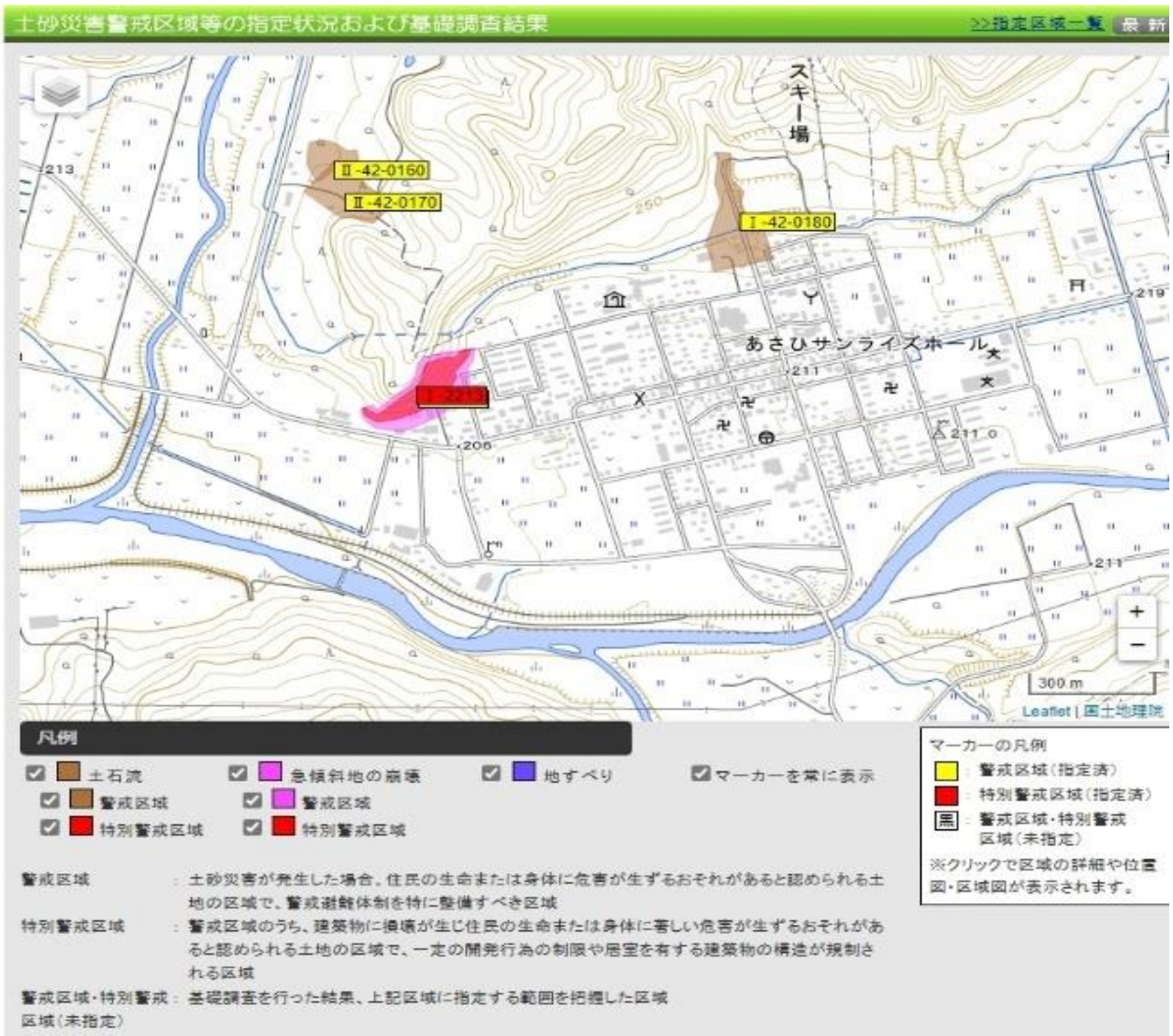

（出典：北海道土砂災害警戒情報システム）

（地震：地震調査研究推進本部・J－SHIS）

朝日町に影響を及ぼす可能性のある地震は、地震調査研究推進本部によると「増毛山地東縁断層帯・沼田–砂川付近の断層帯断層帯」による地震が想定されている。この断層による地震はマグニチュード７．８を想定されているが発生確率は０．６％以下となっている。

地震ハザードステーションの地震ハザードカルテによると、震度６弱以上の地震が今後３０年間で発生する確率は０.３％となってはいるが、２０１８年の胆振東部地震では震度４以上の地震が８回（１日で）発生しているなど、定期的に地震が発生しているため警戒が必要である。

また、胆振東部地震の影響でブラックアウトが発生し、町内でも電力復旧までの間、商品の廃棄や物流が停止した影響などにより、売上が減少した。

地震		マグニチュード	地震発生確率（30 年以内）
増毛山地東縁断層帯	増毛山地東縁断層帯	7.8 程度	0.6%以下
沼田–砂川付近の断層帯	沼田–砂川付近の断層帯	7.5 程度	不明

（出典：地震調査研究推進本部）

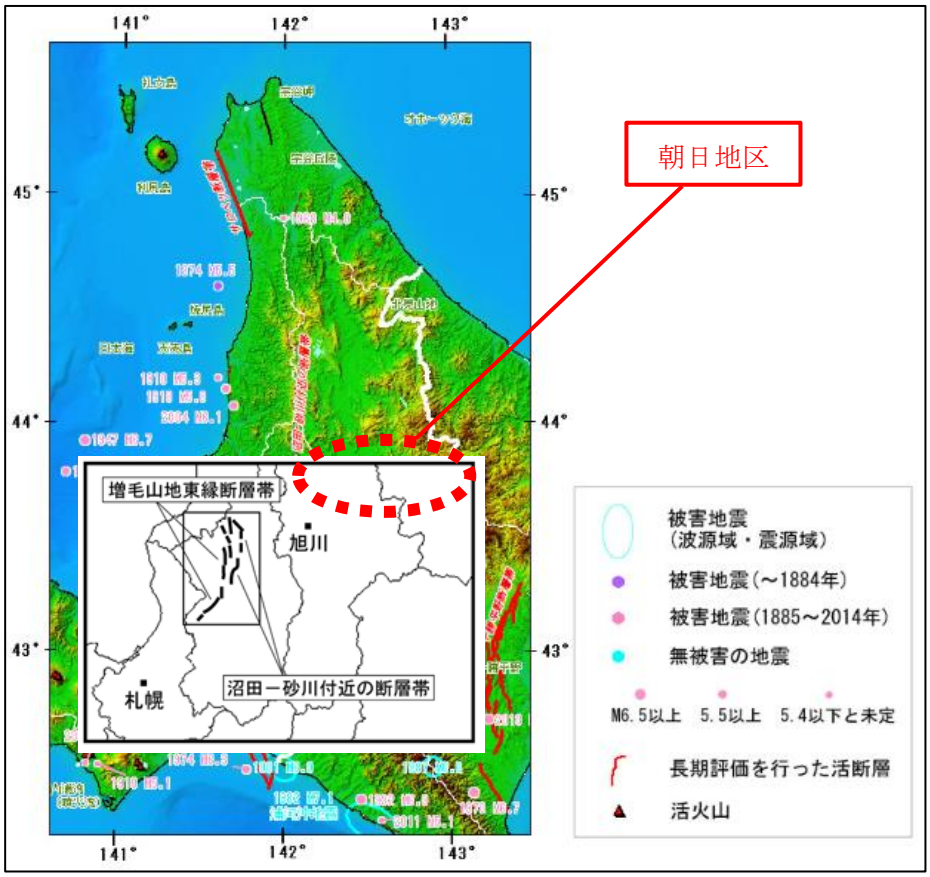

（断層帯地図　出典：地震調査研究推進本部）

□ 30年、50年地震ハザード

超過確率の値[%] 今後30年間にある震度以上の揺れに見舞われる確率の値です。	30年	震度5弱	23.2
		震度5強	2.9
		震度6弱	0.3
		震度6強	0.0
震度の値 今後30年または50年間にある値以上の確率で見舞われる震度の値です。	30年	3%	5弱(4.9)
		6%	5弱(4.8)
	50年	2%	5強(5.1)
		5%	5弱(4.9)
		10%	5弱(4.8)
		39%	4(4.4)
地表の最大速度の値[cm/s] 今後30年または50年間にある値以上の確率で見舞われる地表の最大速度の値です。	30年	3%	21.2
		6%	17.7
	50年	2%	26.6
		5%	21.4
		10%	17.8
		39%	11.0

（地震ハザードカルテ　出典：J-SHIS Map 地震ハザードステーション）

（その他）

市内の各河川流域では、これまで数々の水害に見舞われてきた。近年では平成２８年８月の台風において、大雨、洪水など、広い範囲に多大な被害を及ぼした。この台風により、当市では床上浸水９戸、床下浸水５３戸にものぼり、令和５年８月の大雨では床下浸水２戸、農業浸冠水７１ｈａ、河川被害１０箇所、道路被害１０箇所の総額１５，３０６千円の被害があった。

また、当市は内陸に位置している影響もあり、年間平均降雪量は６８８ｃｍ、月平均最低気温では１月・２月が－１５℃と厳寒で、月平均最高気温は７月・８月が２５℃以上、最高気温も３０℃を超える日もあり、夏は暑く冬は寒い。

≪過去における主な災害記録≫

士別市災害発生記録

（計画第１章第７節（P13）関係）
（昭和以降）

年月日	種別	地域	被害状況
昭和７年８月			大水害と冷害凶作が重なり、河川沿線の農家に二重の被害を与えた。浸水面積3,285.1ha、流失面積6.9ha、流失家屋５戸、浸水家屋496戸、被害家畜13頭
昭和28年７月31日～８月２日	水害	全市	死者１名、負傷者５名、罹災者14,823名、流失19戸、半壊９戸、床上浸水358戸、床下浸水750戸、田畑冠水2,720ha、道路流失埋没 3.9km、決潰20ヵ所、耕地流失埋没4,803ha、橋梁流失19橋、破損19橋、堤防決潰180ヵ所（３km）、破損43ヵ所、その他被害266,283千円
昭和29年９月	暴風雨	全市	全壊254戸、半壊96戸、農作物84％の被害
昭和30年７月３日～８月30日		全市	２ヶ月で 785.9mm断続的な豪雨により、床上浸水350戸、床下浸水1,340戸、田畑流失15ha、同冠水 750ha、道路決潰７ヵ所、橋梁流失30ヵ所、河川19ヵ所
昭和48年８月～９月	豪雨	全市	床上浸水６戸、床下浸水113戸、田畑被害8,375ha、道路決潰８ヵ所、橋梁流失９ヵ所、河川９ヵ所
昭和50年８月～９月	集中豪雨	全市	床上浸水98戸、床下浸水1,394戸、農業被害812,031千円、土木被害2,387,520千円、その他2,087,512千円
昭和56年８月	集中豪雨	全市	床上浸水13戸、床下浸水111戸、農業被害532,075千円、土木被害334,700千円、被害総額1,524,443千円
平成４年７月30日～31日	集中豪雨	全市	床下浸水１戸、農業被害37,000千円、土木被害30,091千円
平成６年８月14日	集中豪雨	全市	床上浸水37戸、床下浸水41戸、農業被害398,456千円、土木被害60,300千円
平成11年７月29日		温根別町	床上浸水11戸37人、床下浸水12戸27人、182,396千円
平成12年７月25日	大雨	全市	床下浸水１棟、農業被害250千円、土木被害30,402千円
平成12年９月１日	大雨	全市	床下浸水１棟、土木被害5,187千円
平成13年７月25日		温根別町	床下浸水2戸
平成13年９月９日	台風	全市	床下浸水３棟、農地冠水68.6ha、農業被害11,238千円、土木被害16,560千円、被害総額31,293千円
平成16年９月８日	台風	全市	半壊43棟、一部破損204棟、非住宅全壊93棟 非住宅半壊335棟、農業被害554,978千円、土木被害 2,152千円、林業被害67,766千円、衛生被害4,671千円、 商工被害11,408千円、公立文教被害24,219千円、 社会教育施設被害33,095千円、社会福祉施設被害 1,646千円、その他26,960千円、被害総額871,333千円
平成22年７月29日	大雨	全市	床上浸水３棟、床下浸水４棟 農地浸冠水67ha、農業施設被害５箇所2,600千円、河川被害８箇所6,600千円、道路被害36箇所16,900千円、公立文教施設被害１箇所700千円
平成26年８月	大雨	全市	床上浸水2戸、床下浸水18戸、田畑141ha浸冠水、河川被害17箇所27,027千円、道路被害15箇所14,347千円、橋梁被害3箇所94,711千円
平成28年8月	台風	全市	床上浸水9戸、床下浸水53戸
令和5年8月5日	大雨	全市	床下浸水２戸、農地浸冠水 71ha 河川被害 10 箇所・道路被害 10 箇所 15,306 千円

（出典：士別市地域防災計画　資料編　士別市災害発生記録）

（感染症）

新型インフルエンザは、通常１０年から４０年ごとに出現し、世界中で大規模な流行を引き起こしている。また、新型コロナウイルス感染症のように、ほとんどの人々が免疫を持っていない場合、甚大な健康被害とそれに伴う社会的な影響が懸念される。

（２）商工業者の状況
・商工業者等数　　４４（独自データ）
・小規模事業者数　３４（独自データ）
【内訳】

業　種		商工業者数	小規模事業者数	備　考
商工業者	建設業	7	2	市街地に集中
	製造業	5	5	町内に広く分散
	卸売業、小売業	8	7	市街地に集中
	飲食業	4	4	〃
	サービス業・その他	20	16	〃
	計	44	34	

（３）これまでの取組
１）当市の取組

項目	年月	備　　考
防災計画の策定	H19.3	R6.4 改訂
防災訓練の実施	R6.8	年１回を基準に実施
防災備品の備蓄		備蓄食料（R6.12.1 現在） 主　食（アルファ米、パスタ等）・おかゆ ：3,000 食 副　食：800 食 飲料水：5,000 本（500ｍｌ）
防災講話等	年数回	自治連合会や小学校の校外学習時
新型インフルエンザ等対策行動計画の策定	H25.4	大流行となり甚大な健康被害を引き起こす新型インフルエンザ等を念頭に置き、市民、行政、医療機関、事業所などの役割、対応について示すもの。

２）当会の取組

項目	年月	備　　考
事業継続計画について周知	R2.4～	ポスターによる周知
災害復旧貸付制度の周知	R2.4～	広報記事掲載（北海道・日本政策金融公庫）
損保会社と連携した損保会社への加入促進	R2.4～	北海道火災共済協同組合と連携 契約数　41 件
事業者に対して事業継続力強化計画策定	R2.6	2 件

２　課題
・緊急時の取組についての定めが漠然としとており、協力体制の具体的なマニュアルが整備されていない。
・平時、緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。
・当会職員が保険、共済に対する助言を行うためのスキルが不十分。

・小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底について周知することが必要。
・体調不良者を出社させないルール作りや感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知することが必要。

３　目標

○成果目標

業　種	商工業者数（独自データ）	小規模事業者数（独自データ）	策定目標（事業継続力強化計画）				
			R7	R8	R9	R10	R11
建設業	7	2	1	0	0	1	0
製造業	5	5	1	1	1	1	1
卸売業、小売業	8	7	1	1	1	0	1
飲食業	4	4	0	1	1	1	1
サービス業･その他	20	16	1	1	1	1	1
計	44	34	4	4	4	4	4

※策定目標については、おおむね２期（１０年間）で地域の小規模事業者全ての事業継続力強化計画の策定を目指すこととして設定した。

○実施目標

項　目	目　的	目　標	
事前対策の必要性を周知	地区内小規模事業者に対し災害リスク・感染症等リスクを認識させるとともに事前対策としての計画策定の重要性を認識させる。	制度パンフレットの配布 セミナー開催	年１回
計画策定の支援に向けた内部組織	事業継続力強化計画策定希望事業者へ円滑に支援するため職員間の連携と意思疎通を図る	職員会議及び勉強会開催	年１回
保険、共済普及に向けた体制づくり	保険、共済に対する助言を行える職員の育成と連携を図る	職員会議及び勉強会開催	年１回
連携体制の推進	組織内や関係機関と発災後・感染症発生時に速やかな復興支援策が行える体制の構築	連携会議開催	年１回

４ その他

・経営発達支援計画評価委員会に合わせて事業継続力強化支援計画連携会議を年１回開催し、事業に対する評価及び状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5　事業継続力強化支援事業の実施期間
令和７年４月１日～令和１２年３月３１日

6　事業継続力強化支援事業の内容
・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

士別市	朝日商工会
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る助言・指導	継続力強化計画策定支援・フォローアップ
災害リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対策時の対策及び復旧支援	

（１）事前の対策
・事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することにより、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
・日常的に災害の発生に備える意識を高め、職員が自発的に防災対策を実施できるよう定期的に職員会議や勉強会を開催することで、災害時に必要となる情報の共有・連携を強化し、実際の災害発生時に対応できる体制を整える。なお、職員会議等では防災に関する最新のノウハウを学び、常に知識を更新することを心掛け開催する。

ア.小規模事業者に対する災害リスクの周知
・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険、共済加入等）について説明する。
・商工会が発行する会報、ホームページ、各会合等において本計画を公表するほか、「事業継続力強化計画」の重要性や、策定した際の支援措置などの紹介を行う。
・小規模事業者に対し、事業者 BCP（即時に取組可能な簡易的なものも含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
・新型ウイルス感染症はいつどこで発生するか分からず、感染の状況も日々変化していることから、事業者は常に最新の正確な情報を収集し、間違った情報に惑わされず冷静に対応する。
・新型ウイルス感染症に関しては、事業者や職場での感染症対策ガイドラインに基づき、感染拡大防止策を周知し、今後の対策に役立つ支援を行う。
・事業者には、マスクや消毒液などの備蓄、オフィスの換気設備の設置、IT やテレワーク環境を整備するための情報や支援を提供する。

イ.商工会自身の事業継続計画の作成
・当会は令和８年３月までに事業継続計画を策定予定。

ウ.関係団体等との連携
・専門家として有限会社ブレインズ・ワン（代表取締役　阿部 裕樹（防災士/IT コーディネータを想定））に依頼して、事業者向けセミナー・個別相談会を開催する。また、0JT を通じて

職員の支援スキル向上を図る。
・感染症に関しては、収束時間が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
・関係機関への普及啓発ポスター掲示を依頼する。

エ.フォローアップ
・小規模事業者の事業継続力強化支援計画等取組状況の確認

業　種	商工業者数(独自データ)	小規模事業者数(独自データ)	策定件数					フォローアップ回数				
			R7	R8	R9	R10	R11	R7	R8	R9	R10	R11
建設業	7	2	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0
製造業	5	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
卸売業、小売業	8	7	1	1	1	0	1	1	1	1	0	1
飲食業	4	4	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1
サービス業・その他	20	16	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	44	34	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4

・町、商工会並びに、関係機関を交えた事業継続力強化支援計画連携会議において、状況確認や改善点等について年１回協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行う。また、評価結果はＨＰへ掲載することで地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

オ.当該計画に係る訓練の実施
・自然災害（震度６弱の地震）が発生したと仮定し、当市防災計画を基に連絡ルート等の確認を行う。（訓練は年１回実施する）

実施時期	商工会館防災訓練と合わせて年１回実施
訓練内容	発災後の連絡手段等の確認 発災後の指示命令系統・連絡体制の確認
訓練連携先	士別市総務課／士別市朝日支所地域生活課

カ.発災時における被害報告基準について
・被害認定基準及び被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、あらかじめ朝日支所地域生活課と協議し、策定する。

（２）発災後の対策
・自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

ア.応急対策の実施可否の確認
・発災後３時間以内に、携帯電話などを使用して職員とその家族の安否確認を行う。
連絡の優先順位：1.電話
2.メール（ショートメール、Ｅメールなど）
3.SNS（LINE、メッセンジャーなど）
・安否確認後、SNS のグループ機能を活用して、近隣の被害状況や業務の実施可否などの情報を共有する。

・国内で感染者が発生した場合、職員の体調確認を行い、事業所の消毒や職員の手洗い・うがいを徹底する。
・管轄の保健所や新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく北海道知事からの協力要請を受け、感染対策を行う。

イ.応急対策の方針決定
・士別市災害対策本部の方針に従い、朝日支所地域生活課と連携し、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
・自然災害などで自身の命に危険を感じた場合、無理に出勤せず、安全を確保した後に出勤する。
・配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

種別	配備の時期	配備要員
出勤	・広範囲で大きな災害が予想される、または被害が非常に大きくなると予想される場合 ・町内で震度６弱以上の強い地震が発生したとき ・予想外の重大な災害が発生したとき ・気象庁から特別警報が発表されたとき	全職員
警戒	・限られた地域で災害が発生しそうなとき、または実際に災害が発生したとき ・町内で震度５弱または５強の強い地震が発生したとき	事務局長 経営指導員
準備	・気象庁から、防災に関する気象情報が発表され、災害が予想されるとき ・町内で震度４の地震が発生したとき	事務局長 経営指導員

・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～１週間	１日に３回共有する
１週間～２週間	１日に２回共有する
２週間～３週間	１日に１回共有する
１ヶ月以降	２日に１回共有する

・当市でとりまとめた「士別市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

（３）発災時における指示命令系統・連絡体制
・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
・二次災害発生の恐れがある所に対して、情報を共有し報告体制を整備することで発生防止措置をする。
・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ市と定めた方法により確認する。
・当会と当市が共有した情報を、北海道の災害情報等報告取扱要領に基づき指定する方法にて、上川総合振興局及び北海道商工会連合会に報告する。
・感染症が流行した場合、国や北海道等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を北海道が指定する方法にて当会または当市より報告する。

・被害状況確認報告書様式

事業所名	住所	業種	被害額	被害状況（建物・機械設備・商品など詳細に記載）
1				
2				
3				

災害情報等報告取扱要領の報告方法

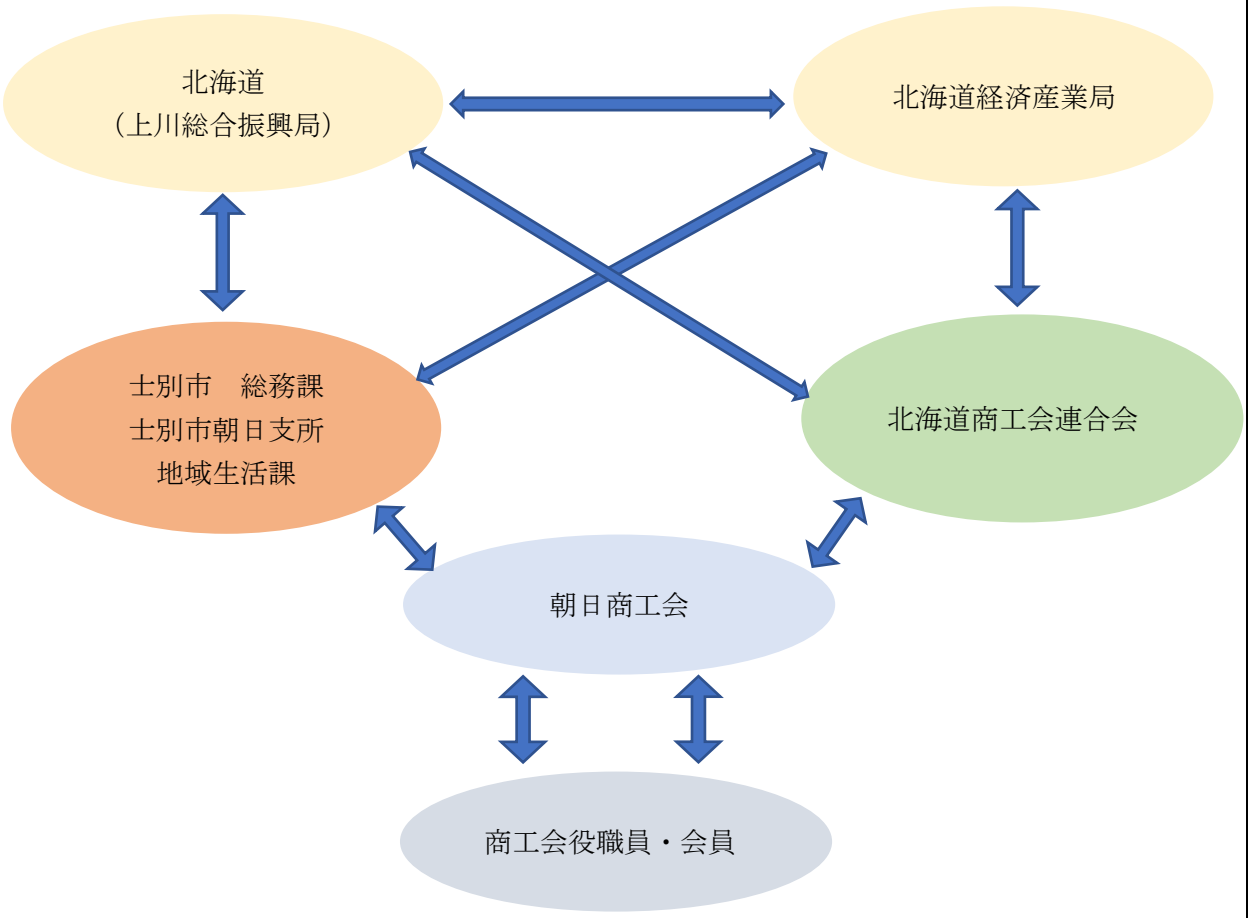

（４）応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

・相談窓口の開設方法について、士別市と相談する（当会は国や道の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細をあらかじめ市と定めた方法により確認する。
・応急時に有効な被災事業者施策（国や道、市町村などの施策）について、地区内小規模事業者等へ周知するとともに、申請手続きの支援を行う。
・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

（５）地区内小規模事業者に対する復興支援

・士別市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を、道や北海道商工会連合会に相談する。

（６）その他

・本計画は、士別市・朝日商工会の HP 及び広報誌や各会合等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減殺対策についての周知を広く行うこととする。
・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

（別表２）

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

（令和６年１２月１日現在）

１　実施体制（商工会と関係市町村の共同体制）

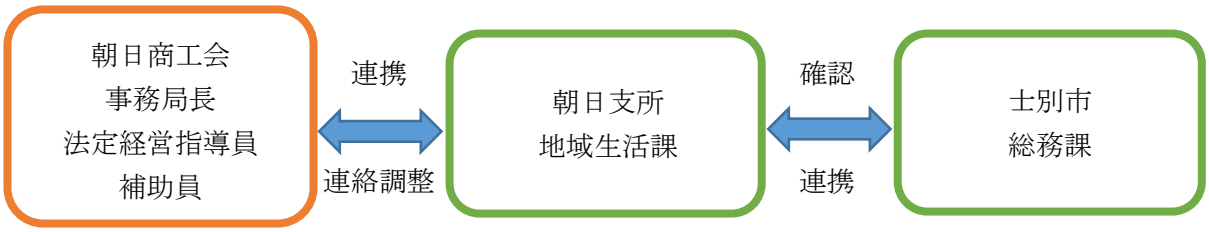

２　商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第５条第５項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

（１）当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員　成川　陽介（連絡先は下記３（１）参照）

（２）当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度　等）

・本計画の具体的な取組の企画・立案し実行する。

・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップを１年に１回以上実施する。

３　商工会、関係市町村連絡先

（１）商工会

朝日商工会

〒095-0401　北海道士別市朝日町中央 3804 番地

TEL：0165-28-2617

FAX：0165-28-2760

E-mail：asahisyo@hokkai.or.jp

（２）関係市町村

①士別市（総務課）

〒095-8686　北海道士別市東６条４丁目１番地

TEL：0165-23-3121(代表)

FAX：0165-22-1934

E-mail：sohmuka@city.shibetsu.lg.jp

②朝日支所（地域生活課）

〒095-8686　北海道士別市朝日町中央 4040 番地

TEL：0165-28-2121(代表)

FAX：0165-28-3678

E-mail：chiikiseikatsuka@city.shibetsu.lg.jp

４　その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

（別表３）

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（単位　千円）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	160	160	160	160	160
・専門家派遣費	60	60	60	60	60
・セミナー開催費	60	60	60	60	60
・パンフ・チラシ作成費	20	20	20	20	20
・防災、感染症対策費	20	20	20	20	20

（備考）必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、士別市補助金、道補助金、事業収入等

（備考）調達方法については、想定される調達方法を記載すること。